

令和3年度における基本報酬等について

令和3年度における基本報酬等について

介護報酬の改定に伴い、豊島区の総合事業における国相当基準のサービスについても同様に基本報酬を引き上げております。また、区独自基準のサービスについても、国相当基準のサービスと同じ単位数だけ基本報酬を引き上げておりますが、利用者負担額は改定前の金額を据え置いています。

○訪問型サービス・国相当基準（A2） 介護予防訪問事業

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	267単位	268単位
利用者負担額（1割負担）	305円	306円

+1単位
+1円

※令和3年9月30日まではコロナ対応に伴う特例的な評価として0.1%の上乗せ請求が可能。

○訪問型サービス・区独自基準（A4） としま介護予防訪問サービス／としまいきいき訪問サービス

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	267単位／224単位	268単位／225単位
利用者負担額（1割負担）	300円	300円

+1単位

据え置き

令和3年度における基本報酬等について

○通所型サービス・国相当基準（A6） 介護予防通所事業

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	380単位	384単位
利用者負担額（1割負担）	415円	419円

+4単位
+4円

※令和3年9月30日まではコロナ対応に伴う特例的な評価として0.1%の上乗せ請求が可能。

○通所型サービス・区独自基準（A8） としまりハビリ通所サービス

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	380単位	384単位
利用者負担額（1割負担）	300円	300円

+4単位

据え置き

- ▷ 基本報酬は国相当基準、区独自基準とも引き上げ
- ▷ 区独自基準サービスの利用者負担額は改定前の金額を据え置き



コロナ対応に伴う特例的な評価について

令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症の対応として、令和3年9月30日までの間、各サービスの基本報酬の0.1%に相当する単位数（上乘せ分）を算定することとなりました。

○介護報酬における取扱い

介護報酬については、当該上乘せ分の算定は**必須**となっています。

上乘せ分の請求を行わなかった場合、当該請求は**返戻扱い**となりますので、各事業者とも請求を行っていただくようお願いします。

○本区の総合事業における取扱い

総合事業においては、国相当基準のサービス（A2、A6）のみ、当該上乘せ分の**請求が可能**となっております。

請求するかどうかは各事業所の任意となり、請求が無くても返戻扱いとなることはありません。

また、遡及して上乘せ分を請求する場合は、過誤申立てにてご対応ください。

サービス種別	請求の可否	請求コード
国相当基準（A2、A6）	請求 可能	A2：A2 8310 A6：A6 8310
区独自基準（A4、A8）	請求 不可	請求コード無し

総合事業における運用の弾力化について

【対象者の弾力化】

国の社会保障審議会において、「総合事業の利用者で要介護認定を受けた者については、本人の希望を踏まえつつサービスの利用が継続できるよう、運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より要介護認定者についても一定の条件下で総合事業のサービス利用が可能となっています。

○豊島区における運用

下記サービスを利用中に要介護認定を受けた方に限り、認定後も引き続き、当該サービスのご利用を継続いただけます。 ※新規利用の場合は不可。

- ①訪問型サービスB 「生活支援お助け隊」
- ②通所型サービスB 「つながるサロン」

○ケアマネジメントの取扱い

総合事業のみ利用の場合

→「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターで作成、居宅の届出は高齢者福祉課へ

総合事業と介護給付の併用の場合

→「ケアプラン」を居宅介護支援事業所で作成、居宅の届出は介護保険課へ

総合事業における運用の弾力化について

【サービス価格の上限の弾力化】

国の社会保障審議会において、「国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より総合事業のサービス価格は国が定める額を勘案しつつ、市区町村が任意に定めることとなりました。

○豊島区における運用

下記サービスにおいて、サービス価格の上限を引き上げました。

・通所型サービスA「としまりハビリ通所サービス」

事業対象者・要支援1の場合 (旧) 1,655単位 → (新) 1,920単位

事業対象者・要支援2の場合 (旧) 3,393単位 → (新) 3,555単位

○給付限度額等との関係

通所型サービスAではサービス価格の上限が引き上がりましたが、その他サービス価格の上限、各利用者における給付限度額は従来そのままとなります。

A8サービス利用の方のご請求の際は、給付限度額内の請求となっているかご確認をお願いします。



総合事業における運用の弾力化について

○各サービスの上限額

サービス区分	単位数
介護予防訪問介護（A2） としま介護予防訪問事業（A4） としまいきいき訪問事業（A4）	（週に1回程度） 1,176単位 （週に2回程度） 2,349単位 （週に2回以上） 3,727単位※ ※要支援2の場合のみ
介護予防通所介護（A6）	（事業対象者、要支援1の場合） 1,672単位 （事業対象者、要支援2の場合） 3,428単位
としまリハビリ通所事業（A8）	（事業対象者、要支援1の場合） <u>1,920単位</u> （事業対象者、要支援2の場合） <u>3,555単位</u>

赤字部分のみ上限を引き上げ。それ以外は変更なし。